



Eldonas Kou MUKAI
Asahimachi, Abeno, Osaka.

18, Mar, '85. 290

イオム通信

大阪市阿倍野区旭町1-6, 1-1307 向井 勲

▼ 大通寺・片岡西君を死刑にするな！ 一方人署名は、遂に達成した。協力どうと本当にありがとうございます。はじめ、とても「おは…とか・署名でどうなるねんとかいう声の中で何人か「勤くうら、その熱誠には泣かれていた」んだ活動する人がふえ、大阪の虹の会では、それこそ毎日「一日・二月・目標をきめてあと九百・もう三百と、みんなもう「うごく單純に、泣いていたり連日けんめになつた。それが、署名達成だけではなく、虹の会の活気・熱氣をつくり出し、「トモや集会にも反映して、11月になつても息つく間もなく、こんどは「反日タコヤキ団」と銘うつて、全国どこへでも声がかかるれば走るといつての、激進無政府主義。（ぼくはもっぱらスラムになる筈）」どちらか、イオム読者のみなさんだけのみます。（お察し通りまあお金がひつかで）当地近くへ一行？ お目見得のせつは、何とぞお聞きまわしのほどを！

▼ ふう子さんは14日～22日、北海道（大森君の公判傍聴と集会参加）で、留中。

▼ パンフ2集、ハウリーミュニティ好評。発売中。義理こゝ情のナントカで（定期券共500円・平渡し400円。振替、大阪1-1111セミセウリジヤン）（10日）どうか、イオム読者のみなさんのみます。（お察し通りまあお金がひつかで）

「…搜査押収許可状を発布したのは違法であり、この違法な許可状に基づきなされた本件差押処分もまた違法であり、取消しを免れない…！」



御名御懸・踏み絵事件 ウツソ・ホント・ヤンタ

差押え押收は違法・取消し

① 準抗告決定は、署外一〇四〇日付でおしらせしたが、朝日毎日、読売、日経・その他共同通信で地方紙（神戸など）も報道され（なかには踏み絵の写真入り）、東海・兵庫方面読者からの報知によるとトービーでも流せられたというから、一応金口的（ニユース）になつたらしい。

② この「決定」は、ぼくの準抗告の内容・趣旨を、ほとんどそのまま承認しており、いまのところの社会状況からいえば、むしろ「シクリするほどの、（憲法違反の臭じては判断を避けているのを別にすれば）、満足というべく、その限りでは文句はない。

③ 大逆不敬、警備一課ハセカツらやへの代理、村松と云う人物ですが、とわざわざハセカツ代理を強調して、押収品全部を返却したのです。午前一時、阿倍野署まできて預けたと電話が早速あつた。「どりには行かぬ」と答えると、14日一時頃また電話で、「お仕事なら、10分以内に押収品を持参します」…（これがの踏始末として、20日には「国際賠償請求」を出す）

事件が年末年始だったこともあるが、大マスコミはどれも無視して一せんに沈黙！（でも社タイ、婦民、人民その他、機関紙読や（ミコミ）を数えて21種も）がいろいろとりあげてくれ、又、年鑑で名前がつくり千通りかい通信を數度出したので、多少はひろまつたと思つ）さすがに「準抗告決定」は、内容の明快やと戦前戦後ほじのていう御名御懸偽造刑法係余客疑取消し、とあつて、無視するわけにいかず（朝日などそれと朝刊では「ボツにしたものの他紙がいずれも大きく取上げるので、アワテチタ刊でのせるといつしまつ）。記事はじれぞ車輿説をあつさりふれに向ひ異曲、10年前の「不敬罪」よりも「この肝心の問題など、けぶりにも読みこれぬものだつた。

⑤ ともかく、この準抗告決定、いろんな意味で昭和60年という時代の刻印を打った記録として『判例集』にのへる（これは「國連」なり。それを2年後、5年後、ぼくはどう読むか）にならか。これひとつ「踏み絵」といれる。

特判原告を出したヨ としかく、 おぬる、 高裁へは



弁護士は、切角の決定が、最高裁でひっくりかそつては…といふ心配もあつて、憲法違反で特別抗告を出すのが反対。ぼくはクサイモノにフタで、最高裁の結論をそのまま引のばして無事だとする位なら、いまはつきりやせる方がよい、といふ主張。結果、出すなら弁護士が申立てつくるところになつて、ぼくはその原案をかいて、それを出来るだけ取り入れてやうやく、といふことになつた。既に、12日に提出書の提出が、その「」一文字まだみづまつたので、ぼくは「申立ての理由」をかいてみた。

申立ての理由

一、原判決一判・刑訴法は、司法警察監視のした「押収に関する处分」について、その取消は變更の請求を許しているが、捜査やトービニースで報導され、朝日などは「不敬罪がいま…」と見出しだかき、日本はステッカーへ種を画面に大きくつぶし社のロゴなどにも貼られ、日本大使館や商社のロゴなどへも貼られ、官内省・外務省をあわてさせた。その記録は、ウリ発行へ直接行動3号へ掲載してある。そのときは、「氏名不詳の輕犯罪法と家を捜入罪の共謀」という名目で、やはりガサがきた。

このときのガサ・準抗告（棄却）特別抗告は、その都度、記事やトービニースで報導され、朝日などは「不敬罪がいま…」と見出しだかき、日本はステッカーへ種を画面に大きくつぶし社のロゴなどにも貼られ、官内省・外務省をあわてさせた。その記録は、「氏名不詳の輕犯罪法と家を捜入罪の共謀」という名目で、やはりガサがきた。

一、原判決一判・刑訴法は、司法警察監視のした「押収に関する处分」について、その取消は變更の請求を許しているが、捜査についてでは、不服申立てをしていない…』は判例違反である。二、本件においては、別紙1-2及び4記載の場所（旭町のウリ事務所と屋室の屋室のこと）では、捜索が実施されたのみで、詫極物はなく押収されていないから、申立て向井の申立てのうちつ

の部分に觸しての「不服申立てる部分は、不適法として棄却されねり」・さらに、「現に押収差押処分がなされ、その手続が完了した後においては、もはや許可状の発布自体に取消す命令はなく、独立して許可状発布の取消を求ることは許されないと解するのが相当である」(一)は、憲法35条違反である。

(1) 憲法35条は、「…正当な理由に基いて發せられた令状がなければ」という條件を付して、住居不可侵を明記しているが、これは、「適法な令状」の謂に他ならない。而して令状の適法、不適法の判断権が裁判所に与えられているとき、その判断に対する不服申立の権利も当然含められるべきである。ケースは、憲法35条1住居不可侵の奥義が保證される。

(2) そもそも申立人にとつて、捜査差押令状発布は、その捜査時にはじめて知りうるものであつて、それ以前に進抗告によつて、その正否の判断や執行停止を求めることは、實際上絶対に不可能である。ところが、捜査が行われた結果、押収物がない場合(つまり、その令状発布の適否が向かれるばならぬ)にもかかわらず、不服申立ができる、たゞ捜査のやり放題を甘受せねばならぬならば、憲法35条は形骸化して無きにほとしい。

のみならず、本件原決定の解説が通用する故に、すでに現実での捜査当局が、さやめて安易に令状発布を請求し、しばしば押収を目的とせず、例えばカメラによる違法撮影、目視観察等による情報の集め、そしてイヤカニアせおどしき目的として極めて恣意的に住居に侵入する検査手段が、通常化しつゝある。

このあたり令状の違法的通用に対して、不服申立ができるところは、憲法35条のみでなく、憲法が高く掲げる「基本的人权」すらもくつがえるといわねばならぬ。

① 原決定は「…もはや許可状の発布自体に取消す命令はなく」とあるが、どうであろうか。

その取消しは、何よりも意的な住居侵入に対する歟止めとして、5条1住居不可侵を保護するものである。

さらに、本件申立人向井の個人事情について云々は、向井は住居を移転して向井がなく、近隣との交際がはじまつたばかりの時期に、家宅捜査をうけたことによつて、犯罪に關係ある近より難い者としての凶跡、薙刀、噛か立つことになり、その修正、回復の方法が困難という、人権侵害が発生している。

これらが起因が令状発布にあることが否定しがたい以上、本件令状の発布に対する法的な「取消し」決定は、事情を明らかにし近隣を納得させるための、有力な根柢一毫意となることは言ふ俟合ない。

三、本件における「令状の請求」ならびに「令状の発布」そのものが憲法4条(法の下の平等、貴族の禁止、榮典)、19条(思想及び良心の自由)、21条(集会、結社、表現の自由、通信の秘密)、99条(憲法尊重権の義務)の違反である。

原決定が令状を憲法と判示するごとく、本件踏み絵ビラの御名脚部には、文學的表現としてのパロディーにすぎないものであつて、もちろん刑法46条に該当しないことは明らかである。

通常人々して御名脚と誤信される可能性もなく、ひどく偽造といえないとしか、わざと、踏み絵ビラが刑法46条に該当するとして、しゃにむにあえて令状を請求し、かつ発布した理由は何か。

いまなお自身に温存する天皇を頂上とした尊卑差別構造の一世界觀の下に、天皇の特權的地位を強大化しようとする意図はまさに「エミエ」というべく、その他の「不敬罪」的刑法46条のつけ通用は明らかであり、憲法46条違反の行為によることは免れえない。

さらに又、踏み絵ビラ散布前に、その押収を許可し又押収したことは、ひとと天皇に蘭する言論や表現は一切許さないとする、戦官や司法警察私憲からすれば、憲法99条に違反するといわねばならぬ。

その故に本件令状の請求、交付、及びその執行に關係した裁判前での防衛東的強压であつて、憲法19条、21条に対する重大な侵害である。

よつて、本件令状は憲法4条、19条、21条、34条、99条違反であることによつても、取消しを免れないものである。以上

(註) 二、の方は草書でちなんとか葉却理由があるだふうと曰ふてゐるが、三、は、あ

フタマツ前払いもうちがいなし・だからまた

これは最高裁へのイヤ株位のもんである。



85.3.15

「踏み絵」も「踏んだか

余白がなくにママもないりで、一応×モだけ(一部分)

レヒテ・後日の補筆用とする。

3.18

(1) いうまでもなく、あの「踏み絵ビラ」は、ヘリコヒトの脚本を踏むだけではなく、自分の心を踏むのである。

▼例え社会主義スタジオの投書で、天皇制には批判をひつといつながら、踏み絵は思想趣味のあそびだと云ふと云ふてゐるが、これがまた自分を踏むことを思ひだすのだろうと云ふように、それはち

づくら、それぞれの人々が「踏み絵事件」によって自分もすつきり自覚しなかつた。それで自分の中に天皇が特別の「至尊であるべき」として、この踏み絵が明らかになつたのである。

(2) このように踏み絵は「ふつらは外的的な言動がらしか類推するしかない不可視の精神領域」無意識の内面を、やわめて具體化して思考にあらわすものだった

▼三百数十年前、もともと困難で、とても稀有の問題である信仰を一枚の木版刷り「踏み絵」で図うことときを考案した幕府のその役人は、スゴイ心理洞察者だつたにちがいない。(以下略)

(3) 例えば踏み絵が三才の幼児にとってはたゞの紙切れでしかないことをたらえれば、踏み絵ビラの意味はすぐ明らかになる。つまり、ヒロヒトの字典や歴史がことの本質なのではない。

それにわざと敏感に反応する私たちひとりひとりの「むしろ自分こそ見落してしまったような」心の裏々の微妙なゆれが意味するもの、それこそが踏み絵の意味なのである。一未完。